

生活困窮者自立支援制度が始まりました

平成 27 年 4 月から、生活困窮者自立支援法が施行されました。

失業、病気、引きこもり等様々な問題で経済的に困ったり、生活上の悩みを抱えたりしている方を支援し、生活をより良いものとして、自立につなげられるように「つがる市生活相談支援センター」を開設しました。

専門性を有する支援員が相談に応じますので、不安や心配がある方は、一人で悩まず、深刻化する前に早めに、ご連絡ください。

【仕事】
失業して、なかなか仕事
が見つからず、生活でき
ない。

【生活】
経済的に不安があるが、
相談できる人がいない。

【将来】
長年ひきこもって
いて、どうしていい
かわからない。

ご相談

ください

【病 気】
障がいや心の病気等
により、自立に不安
がある。



【住 居】
仕事を辞めて家賃が
払えず、住む所がな
くなりそう。

◆◇対象となる方◇◆

生活保護を受けている方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）です。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、ひきこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、これまで制度の狭間で支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた方にも対応していきます。

◆◇事業内容◇◆

①自立相談支援事業

- ・生活困窮者の相談に応じ、抱えている課題を評価・分析して、個々人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげます。
- ・関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援等を行います。
- ・関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。

②住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を失った人や、または失う恐れがある者（一定の要件あり）に対し、住居を確保し安定した就職活動ができるよう、期限付きで家賃相当額（上限額あり）を支給します。

名 称 つがる市生活相談支援センター
設置場所 つがる市社会福祉協議会 （〒038-3138 つがる市木造若緑 52 番地）
電 話 0173-42-5678

【問い合わせ先】 保護課 電話 42-2111（内線 521）